特定施設一覧表（騒音・振動）

騒　音　に係る特定施設

1　金属加工機械
イ　**圧延機械**（原動機の定格出力の合計が 22.5KW 以上のものに限る。）
ロ　**製管機械**
ハ　**ベンディングマシン**（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上のものに限る。）
ニ　**液圧プレス**（矯正プレスを除く。）
※ 条例では矯正プレスを除き、呼び加圧能力が50t 以上のものに限る。
ホ　**機械プレス**（呼び加圧能力が30t 以上のものに限る。）
ヘ　**せん断機**（原動機の定格出力が 3.75KW 以上のものに限る。）
ト　**鍛造機**
チ　**ワイヤーフォーミングマシン**
リ　**ブラスト**（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ　**タンブラー**
ル　**研磨機**（栃木県生活環境の保全等に関する条例）
オ　**切断機**（といしを用いるものに限る。）

2　**空気圧縮機**（冷凍機を除く）及び**送風機**（原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る。）

3　土石用又は鉱物用の**破砕機**、**摩砕機**、**ふるい**及び**分級機**（原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る。）

4　**織機**（原動機を用いるものに限る。）

5　建設用資材製造機械
イ　**コンクリートプラント**（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。）
ロ　**アスファルトプラント**（混練機の混練重量が 200 kg以上のものに限る。）

6　**穀物用製粉機**（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る。）

7　木材加工機械
イ　**ドラムバーカー**
ロ　**チッパー**（原動機の定格出力が 2.25KW 以上のものに限る。）
ハ　**砕木機**
ニ　**帯のこ盤**（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15KW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る。）
ホ　**丸のこ盤**（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15KW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る。）
ヘ　**かんな盤**（原動機の定格出力が 2.25KW 以上のものに限る。）

8　**抄紙機**

9　**印刷機械**（原動機を用いるものに限る。）

10　**合成樹脂用射出成形機**

11　**鋳型造型機**（ジョルト式のものに限る。）

12　**クーリングタワー**（原動機の定格出力が 0.75KW 以上のものに限る。）（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

振　動　に係る特定施設

1　金属加工機械
イ　**液圧プレス**（矯正プレスを除く。）
ロ　**機械プレス**
ハ　**せん断機**（原動機の定格出力が 1KW 以上のものに限る。）
ニ　**鍛造機**
ホ　**ワイヤーフォーミングマシン**（原動機の定格出力が37.5KW以上のものに限る。）

2　**圧縮機**（原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る。）（冷凍機を除く）

3　土石用又は鉱物用の**破砕機**、**摩砕機**、**ふるい**及び**分級機**（原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る。）

4　**織機**（原動機を用いるものに限る。）

5　**コンクリートブロックマシン**（原動機の定格出力の合計が2.95KW 以上のものに限る。）並びに**コンクリート管製造機械**及び**コンクリート柱製造機械**（原動機の定格出力の合計が10KW以上のものに限る。）

6　木材加工機械
イ　**ドラムバーカー**
ロ　**チッパー**（原動機の定格出力が 2.2KW 以上のものに限る。）

7　**印刷機械**（原動機の定格出力が2.2KW以上のものに限る。）

8　ゴム練用又は合成樹脂練用の**ロール機**（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30KW 以上のものに限る。）

9　**合成樹脂用射出成形機**

10　**鋳型造型機**（ジョルト式のものに限る。）

根拠法令ごとの届出対象地域	
騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域（工業専用地域を除く）
栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域及び市街化調整区域

〔注〕下線の（1－ル）研磨機、（12）クーリングタワーは、騒音規制法・振動規制法の対象でないので、栃木県生活環境の保全等に関する条例が対象になる。

○ 規制基準 … 基準値は、工場等の敷地境界での値

・ 騒　音

時間の区分 ＼ 区域の区分		昼 間 午前8時から 午後6時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の 午前6時まで
第 1 種 区 域		50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
栃木県公害防止条例	工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
	その他の地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

- 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域
- 第2種区域 … 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
- 第3種区域 … 近隣商業地域・商業地域・準工業地域
- 第4種区域 … 工業地域
- その他の地域 … 騒音規制法第3条に基づく指定区域以外の地域（工業専用地域を除く）

ただし、第2（夜間を除く）、第3、第4種区域、その他の地域内の次の施設の敷地の周囲おおむね 50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。
→ 学校、保育所、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム

・ 振　動

時間の区分 ＼ 区域の区分		昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から 翌日の 午前8時まで
第 1 種 区 域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	A	65 デシベル	60 デシベル
	B	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域（栃木県生活環境の保全等に関する条例）		65 デシベル	60 デシベル

- 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
- 第2種区域（A） … 近隣商業地域・商業地域・準工業地域
- 第2種区域（B） … 工業地域
- その他の地域 … 振動規制法第3条に基づく指定区域以外の地域（工業専用地域を除く）

※ 工業専用地域に所在する工場等から、その他の区域に排出される振動に係る許容限度は、工業専用地域に接する区域の当該規制基準値とする。（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

ただし、次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。
→ 学校、保育所、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム

○ 騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値（等価騒音レベル L_{Aeq}）		都市計画法第８条に定める用途地域
		昼間（午前６時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前６時まで）	
A		55デシベル以下	45デシベル以下	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域
A地域のうち	２車線以上の道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
B		55デシベル以下	45デシベル以下	・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域
B地域のうち	２車線以上の道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
C		60デシベル以下	50デシベル以下	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・用途地域の定めのない地域
C地域のうち	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	

- 工業専用地域には、環境基準の当てはめを行っていない。
- 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
  ① ２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15メートル
  ② ２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　20メートル

※ 本環境基準は、鉄道騒音、航空機騒音及び建設作業騒音には適用しない。